

きゅう ゆう せい ほ ご ほう

旧優生保護法 による

子どもが できなくなる

しゅ じゅつ

手術などを 受けた人へ

お金を 受けとることができる。

きゅうゆうせい ほ ご ほういち じ きん しきゅうほう

旧優生保護法一時金支給法について

平成 31年 4月 に「旧優生保護法一時金支給法」という法律ができました。

この法律には本人の気持ちも聞かれることなく

子どもが できなくなる手術などを 受け

からだや心に大きな苦しみや痛みを受けたことについて

おわびするとかいてあります。

この法律は子どもが できなくなる手術などを 受けた人に

お金を 払うことを 定めています。

【請求期限：令和 6 年 4 月 23 日】



このマークは、視覚に頼れない方などが使う音声コード(Uni-Voiceコード)です。

お^{かね}金を うけとる こと が できる 人 は どのような 人 ですか？

しょうわ ねん がつ にち から へいせい ねん がつ にち あいだ
昭和 23年 9月 11日 から 平成 8年 9月 25日 の 間に

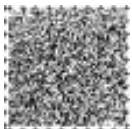
- こ ども が できなくなる しゆじゆつ を うけた ひと
- こ ども が できなくなるように ほうしゃせん を あてられた ひと です。

うけとる お^{かね}金 は いくら ですか？

ひとり まんえん
一人 320万円 です。

いつまで て っづ 手続き が できますか？

れいわ ねん がつ にち
令和 6年 の 4月 23日 まで です。



かね てつづ ほうほう
お金 を うけとる 手続き の 方法 が
そうだん ひと
わからなかつたり 相談 したい 人は
す と どうふけん こうせいろうどうしょう まどぐち
住んでいる 都道府県 や 厚生労働省 の 窓口 に
そうだん
相談 しましょう。

- と どうふけん まどぐち つぎ
都道府県 の 窓口 は 次の ページ にあります。
- こうせいろうどうしょう まどぐち
厚生労働省 の 窓口

でんわばんごう ふあつくす
☎ 電話番号 03-3595-2575 ☎ FAX 03-3595-2753

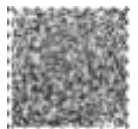
✉ メールアドレス ichijikin@mhlw.go.jp

うけつけじかん けつようび きんようび どにちゆくじねんまつねん のぞ
🕒 受付時間 10:00~18:00 (月曜日 から 金曜日。土日祝日 年末年始 を 除く。)

かね ほうほう お金 を うけとるための 方法



- ① せいきゅうしょ
請求書 を かきます
(せいきゅうしょ の かきかた が わからなかつたら と どうふけん まどぐち そうだん
請求書 の かき方 が わからなかつたら 都道府県 の 窓口 に 相談 できます)
- ② てつづ ひつよう しりょう しゅじゅつ しだんしょ
手続き に 必要 な 資料 (手術 を うけた ことが わかる 診断書 や
じゅうみんひょう しょうがいじちょう て
住民票 や 障害者手帳 の コピー など) を 手に いれます
- ③ す と どうふけん まどぐち せいきゅうしょ しりょう だ
住んでいる 都道府県 の 窓口 に ① の 請求書 ② の 資料 を 出します
(ゆうびん
郵便 で おくる こと も できます)



と どう ふ けん まどぐち 都道府県の窓口

令和4年1月1日現在

| No | 都道府県 | 窓口 | 電話・FAX・メールアドレ | ホームページ |
|----|------|--|--|---|
| 1 | 北海道 | 旧優生保護法に関する相談支援センター | 電話 0120-031-711 (専用) FAX 011-232-4240 | ☒ hofukukodomof@pref.hokkaido.lg.jp |
| 2 | 青森県 | 旧優生保護法一時金受付相談窓口 | 電話 017-734-9056 (専用) FAX 017-734-8091 | ☒ kyuyuseihogohosodan@prefaomori.lg.jp |
| 3 | 岩手県 | 旧優生保護法一時金受付相談窓口、県保健所 | 電話 019-624-6015 (専用) FAX 019-629-5464 | ☒ AD0007@pref.iwate.jp |
| 4 | 宮城県 | 旧優生保護法一時金受付相談窓口 | 電話 022-211-2322 (専用) FAX 022-211-2591 | ☒ kodomok@pref.miyagi.lg.jp |
| 5 | 秋田県 | 旧優生保護法一時金受付相談窓口 | 電話 018-860-1431 (専用) FAX 018-860-3821 | ☒ hoken@pref.akita.lg.jp |
| 6 | 山形県 | 旧優生保護法一時金受付相談窓口 | 電話 023-630-2459 (専用) FAX 023-625-4294 | ☒ yusei@pref.yamagata.jp |
| 7 | 福島県 | 旧優生保護法に関する相談窓口 | 電話 024-521-8294 (専用) FAX 024-521-7747 | ☒ kosodate@pref.fukushima.lg.jp |
| 8 | 茨城県 | 旧優生保護法一時金受付相談窓口 | 電話 029-301-3270 (専用) FAX 029-301-3264 | ☒ shoutail@pref.ibaraki.lg.jp |
| 9 | 栃木県 | 旧優生保護法関係相談窓口 | 電話 028-623-3064 FAX 028-623-3070 | ☒ boshihoken@pref.tochigi.lg.jp |
| 10 | 群馬県 | 旧優生保護法一時金受付相談窓口 | 電話 027-226-2606 FAX 027-223-6526 | ☒ jidosei@pref.gunma.lg.jp |
| 11 | 埼玉県 | 旧優生保護法一時金受付相談窓口 | 電話 048-831-2777 (専用) FAX 048-830-4804 | ☒ a3570-12@pref.saitama.lg.jp |
| 12 | 千葉県 | 旧優生保護法一時金受付相談窓口 | 電話 043-223-2332 (児童家庭課)のほかに県内各健康福祉センター FAX 043-224-4085 | ☒ https://www.pref.chiba.lg.jp/jikaiboshi/yuseihogotaiawase.html |
| 13 | 東京都 | 旧優生保護法一時金受付相談窓口 | 電話 03-5320-4206 (専用) FAX 03-5388-1401 | ☒ S0415201@section.metro.tokyo.jp |
| 14 | 神奈川県 | 旧優生保護法に関する一時金支給受付相談窓口 | 電話 045-663-1250(専用)、045-210-4727 FAX 045-210-8860 | ☒ https://dshinsei-kanagawatl.jp/140007-u/offer/userLoginDispNaction?tempSeq=6953&accessFrom= |
| 15 | 新潟県 | 旧優生保護法一時金受付相談窓口 | 電話 025-280-5197 FAX 025-285-8757 | ☒ ngt040240@pref.niigata.lg.jp |
| 16 | 富山県 | 旧優生保護法一時金受付相談窓口 | 電話 076-444-3525 (専用) FAX 076-444-3493 | ☒ akodomokatei@pref.toyama.lg.jp |
| 17 | 石川県 | 旧優生保護法一時金受付相談窓口 | 電話 076-225-1495 (専用) FAX 076-225-1423 | ☒ yuuseihogo@pref.shikawa.lg.jp |
| 18 | 福井県 | けんこうふくふし みるいかけんないかくけんこうふし健康福祉部こども未来課 県内各健康福祉センター | 電話 0776-20-0286 (こども未来課)のほかに県内各健康福祉センター FAX 0776-20-0640 | ☒ @momirai@pref.fukui.lg.jp |
| 19 | 山梨県 | 旧優生保護法一時金受付相談窓口 | 電話 055-223-1360 (専用) FAX 055-223-1475 | ☒ kosodate@pref.yamanashi.lg.jp |
| 20 | 長野県 | 旧優生保護法一時金受付相談窓口 | 電話 026-235-7143 (専用) FAX 026-235-7170 | ☒ boshi-shika@pref.naganan.lg.jp |
| 21 | 岐阜県 | 旧優生保護法一時金支給受付相談窓口 | 電話 058-272-0877 (専用) FAX 058-278-3518 | ☒ yusei-sodan@govtpref.gifu.jp |
| 22 | 静岡県 | 旧優生保護法一時金受付相談窓口 | 電話 054-221-3157 (専用) FAX 054-221-3521 | ☒ kokatei@pref.shizuoka.lg.jp |
| 23 | 愛知県 | 旧優生保護法一時金受付相談窓口 | 電話 052-954-6009 (専用) FAX 052-954-6920 | ☒ kokoro@pref.aichi.lg.jp |
| 24 | 三重県 | 旧優生保護法一時金受付相談窓口 | 電話 059-224-2260 (専用) FAX 059-224-2270 | ☒ kodomok@prefmie.lg.jp |
| 25 | 滋賀県 | 旧優生保護法一時金受付相談窓口 | 電話 077-528-3653 FAX 077-528-4857 | ☒ eg0004@pref.shiga.lg.jp |
| 26 | 京都府 | 京都府旧優生保護法一時金相談ダイヤル | 電話 075-451-7100 (専用) FAX 075-414-4792 | ☒ kyuhou-ichijikin@pref.kyoto.lg.jp |
| 27 | 大阪府 | 旧優生保護法一時金受付相談窓口 | 電話 06-6944-8196 (専用) FAX 06-6910-6610 | ☒ ysoudan@gboxpref.osakal.jp |
| 28 | 兵庫県 | 旧優生保護法専用相談窓口 | 電話 078-362-3439 (専用) FAX 078-362-3913 | ☒ kenkouzoushinka@pref.yogo.lg.jp |
| 29 | 奈良県 | 奈良県旧優生保護法一時金受付相談窓口 | 電話 0742-27-8643 (専用) FAX 0742-27-8643 | ☒ kenkou@officepref.nara.lg.jp |
| 30 | 和歌山県 | 旧優生保護法一時金受付相談窓口 | 電話 073-441-2642 (健康推進課)のほかに県保健所 FAX 073-428-2325 | ☒ e0412001@pref.wakayama.lg.jp |
| 31 | 鳥取県 | 旧優生保護法相談・請求受付窓口 | 電話 0857-26-7145 (福祉保健課)のほかに県内総合事務所 FAX 0857-26-8116 | ☒ yuuseisoudan@pref.tottori.lg.jp |
| 32 | 島根県 | 旧優生保護法一時金受付相談窓口 | 電話 0120-012-974 (専用)、0852-22-6625 (専用) FAX 0852-22-6328 | ☒ kenkosuushin@pref.shimane.lg.jp |
| 33 | 岡山県 | 旧優生保護法相談窓口 | 電話 086-226-7870 (専用) FAX 086-226-7871 | ☒ yuuseihogo@pref.okayama.lg.jp |
| 34 | 広島県 | 旧優生保護法一時金受付相談窓口 | 電話 082-227-1040 (専用) FAX 082-502-3674 | ☒ fukodomok@prefhiroshima.lg.jp |
| 35 | 山口県 | 旧優生保護法一時金受付相談窓口 | 電話 083-933-2946 (専用) FAX 083-933-2759 | ☒ a13300@pref.yamaguchi.lg.jp |
| 36 | 徳島県 | 旧優生保護法一時金支給に関する受付相談窓口 | 電話 088-621-2300 (専用)のほかに県保健所 FAX 088-621-2841 | ☒ kenkoudukurika@preftokushima.jp |
| 37 | 香川県 | 旧優生保護法一時金受付相談窓口 | 電話 087-832-3900 (専用) FAX 087-806-0207 | ☒ kosodate@pref.kagawa.lg.jp |
| 38 | 愛媛県 | 旧優生保護法一時金受付相談窓口 | 電話 089-912-2405 (健康増進課)のほかに県保健所 FAX 089-912-2399 | ☒ healthpro@pref.ehime.lg.jp |
| 39 | 高知県 | 旧優生保護法一時金受付相談窓口 | 電話 088-823-9727 (専用) FAX 088-823-9658 | ☒ yuuseihogo@kenpref.kochi.lg.jp |
| 40 | 福岡県 | 旧優生保護法一時金支給受付相談窓口 | 電話 092-632-5175 (専用) FAX 092-643-3271 | ☒ ichijikin@pref.fukuoka.lg.jp |
| 41 | 佐賀県 | 旧優生保護法一時金請求相談窓口 | 電話 0120-525-856 (専用) FAX 0952-25-7300 | ☒ kodomo-katei@pref.sagal.jp |
| 42 | 長崎県 | 旧優生保護法一時金受付相談窓口 | 電話 095-895-2446 (専用) FAX 095-825-6470 | ☒ s04820@pref.nagasakil.jp |
| 43 | 熊本県 | 旧優生保護法一時金受付相談窓口 | 電話 096-333-2352 (専用) FAX 096-383-1427 | ☒ yuusei@pref.kumamoto.lg.jp |
| 44 | 大分県 | 旧優生保護法相談窓口 | 電話 097-506-2760 (専用) FAX 097-506-1735 | ☒ sodan12210@pref.oita.jp |
| 45 | 宮崎県 | 旧優生保護法一時金受付相談窓口 | 電話 0985-26-0210 (専用) FAX 0985-26-7336 | ☒ kenkozoshin@prefmiyazakil.jp |
| 46 | 鹿児島県 | 鹿児島県旧優生保護法一時金受付相談窓口 | 電話 099-286-3374 (専用) FAX 099-286-5560 | ☒ ichijikin@pref.kagoshimal.jp |
| 47 | 沖縄県 | 保健医療部地域保健課母子保健班 | 電話 098-866-2215 FAX 098-866-2241 | ☒ aa090701@pref.okinawal.jp |



くわしくは 厚生労働省の特設サイトや 各都道府県のホームページなどをみてください。

厚生労働省特設サイト

「旧優生保護法による優生手術等を受けた方へ」

https://www.mhlw.go.jp/stf/kyuuyuseiichijikin_04351.html

